# 平成 17 年度第 9 回青森県男女共同参画審議会 議事録

日時: 平成 17 年 7 月 29 日 (金) 午後 1 時~ 3 時

場所:ラ・プラス青い森 2階 カメリア

### 1. 開会

**司会**: それでは定刻となりましたので、ただいまから平成 17 年度第1回青森県男女共同 参画審議会を開催いたします。

その前に当初、この審議会は6月か7月上旬を予定していたのですけれども、事務局の 不手際の関係で、今日まで遅くなったということで、申し訳ありませんでした。

それでは開会にあたりまして、環境生活部下山次長からあいさつを申し上げます。

#### 2. 部長あいさつ

下山次長:環境生活部次長の下山と申します。よろしくお願いいたします。本日はご多忙のところ、男女共同参画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。皆様には常日頃から、男女共同参画をはじめ、県政の推進に格別のご理解・ご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、当審議会では今年度に入り、5名の委員の方に異動がございました。後ほど事務局の方からご紹介申し上げますが、新しく委員をお引き受けいただいた皆様には、あらためてよろしくお願い申し上げます。

さて、県では昨年 12 月に「暮らしやすさではどこにも負けない地域の実現」ということを目指して、新しい青森県づくりの基本計画として、生活創造推進プランを策定したところでございます。その生活創造推進プランの中において、男女共同参画は青森県が目指す社会像を実現するための基礎・基盤であるというふうに位置付けております。

従いまして、男女共同参画社会の実現に向けて、今後とも努力を重ねてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には引き続き、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回は、青森県男女共同参画推進条例第 11 条の規定に基づく、県が実施する男女共同 参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制を構築するにあたっての基本的な考え方に ついてのご答申を予定させていただいております。

昨年 11 月に諮問いたしまして、その後 2 回の苦情処理検討専門部会、さらに本年 3 月の全体会と、これまで長期間に渡り、委員の皆様には熱心なご審議をいただいております。この後さらにご審議いただき、青森県の苦情処理体制構築のためにご尽力をたまわりたいと存じます。

また、各種審議会等委員の女性の登用状況に関しての報告、DVにかかる県の基本計画 (素案)に対してのご意見などをお伺うかがいすることとしております。本日も委員の皆様には、忌憚のないご意見・ご提言をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

**司会**: それではここで、新しく委員となられた方々をご紹介申し上げます。任期満了や人 事異動等により、5名の方に新しく当審議会の委員にご就任いただきました。それでは、 50 音順にご紹介させていただきます。

まず、日本放送協会青森放送局長でございます、当審議会の発足当時からご尽力いただきました、福士良太様が代わられまして、7月1日付で海老名徳雪様にお願いすることになりました。

次に青森県町村会会長としてお願いしておりました福士孝衛様の任期満了に伴い7月1日付で小野俊逸様にご就任いただきましたが、本日はあいにく公務都合によりご欠席となっております。

次に青森労働局雇用均等室長の本間直子様は人事異動があり転勤されましたので、4月 1日付で新たに熊倉澄子様にお願いしております。

次に医師として委員をお願いしておりました木村留美子様には、ご辞退の申し出があり、 6月1日付で青森県下北地方健康福祉こどもセンター保健部長・むつ保健所長兼務の齋藤 和子様にお願いしております。

次に青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会会長佐野房様の任期満了に 伴い、7月1日付で成田宏子様にお願いしております。

なお、既に苦情処理検討専門部会委員としてご尽力いただいておりますが、昨年 10 月 1 日付でお願いしておりました社団法人青森県経営者協会専務理事の佐藤正勝様でございま す。

ただいまご紹介申し上げた方々についても、任期については本年 12 月 24 日までとなっておりますので、よろしくお願いします。

次は事務局を紹介したいと思います。先程あいさつ申し上げました環境生活部の下山次長です。青少年・男女共同参画課の佐藤課長です。男女共同参画センター山田所長です。 私は、青少年・男女共同参画課の齋藤です。どうぞよろしくお願いします。その他事務局として、青少年・男女共同参画課及び男女共同参画センターの職員が出席しております。

本日の審議会におけるご発言は、県の行政改革大綱に基づき、後日インターネットにより公開することとしておりますのでご理解をお願いします。

ここで会議の成立についてご報告いたします。会議は青森県付属機関に関する条例第6条の3に基づき、半数以上の出席が必要となっております。本日は岩谷委員、小野委員、 土岐委員、橋本委員の4名の方が欠席されておりますが、半数以上の出席がありましたの で会議が成立していることを報告いたします。

それではさっそく議事に入っていただきますが、青森県付属機関に関する条例第6条の 2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、このあとは佐藤会 長に進行をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

#### 3. 会長あいさつ

佐藤会長:皆様こんにちは。大変ご無沙汰しておりました。ねぶたの時期も近づいてまいりましたが、皆様にはお忙しいところ貴重な時間を割いてお集まりいただきまして、ありがとうございます。それから先程ご紹介がありました新しい5人の委員の皆様には、どう

ぞ今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

本来ですと、もう少し時間に余裕がありましたら、新しい委員の方に一言ずつごあいさつをいただきたいところなのですが、先程下山次長さんの方からもありましたように、今日は、実質的には約2年間にわたってこの審議会で検討・協議してまいりました苦情処理体制の構築の答申を行う予定になっております。その他の案件も多々ありますので、ごあいさつのほうはちょっと省略させていただきまして、さっそく議事に入りたいと思います。

今申しましたように、ちょっと十分な時間をとりたいとは思うのですが、1番主要な答申について、最終案を皆さんのご意見をいただきながら取りまとめたいと思います。そのつもりでご協力をお願いしたいと思います。

それではさっそく次第に従いまして、議題に入らせていただきます。

#### 4. 議題

### (1) 各種審議会等委員の女性の登用状況について

**佐藤会長**:まず(1)各種審議会等委員の女性の登用状況について、事務局からご報告を お願いします。

事務局: それでは、女性の登用状況についてご説明申し上げます。

「資料1」にございますように、平成 17 年4月1日現在の県の登用状況でございますが、合計の欄のところに委員数 1,144名のうち女性が 404名ということで、登用率 35.3% となっております。これは昨年の4月1日現在に比べますと、0.6 ポイント低下したということになります。

この低下の主な理由でございますけれども、今年、4月1日の県の定例人事異動等に伴いまして、健康福祉部長が女性から男性に代わりましたこと。また、結核予防法の法改正がございまして、結核予防法に関連する審議会のところに関係行政機関がこれまで入っておりましたが、これが就任できないということになりまして、そのことによりまして登用率が下がったということでございます。

各部局ごとにみますと、「資料1」のとおり最も部局で高いのは環境生活部の 42.2%、また企画政策部が 41.9%、県土整備部、教育庁が 40%以上となってございますが、市町村長等のあて職が多い審議会を持っております総務部では 11.1%ということで、トータル 35.3%ということになっているものでございます。

今年度の全国の状況はまだわかっておりませんけれども、昨年の 16 年4月1日現在では本県は鳥取、島根に続きまして第3位ということでございまして。今年度も全国的には高い水準の順位を維持するのではないかと思っております。登用率については簡単ですけれども、以上でございます。

佐藤会長: ただいまご説明がありましたことがらについて、質問等ございますでしょうか。 今ありましたように、前回ちょっと議論になったところですが、0.6%と若干下がった1番 大きな理由は、この健康福祉部長が女性から男性に代わったことであるということで。

よろしいでしょうか。

では、このことにつきましては、この説明で終らせていただきまして、次の議題に入らせていただきます。

#### (2) 男女共同参画に関する施策についての苦情等の処理体制について

**佐藤会長**: それでは議題の(2)です。これが1番主要なものなのですが、男女共同参画 に関する施策についての苦情等の処理体制についてということでご審議をお願いいたしま す。

皆様の方には事前に資料が送付されていたと思いますが、報告書案ということで、前回の審議会で、専門部会で検討しました原案をお出しいたしまして、それについてご意見をいただいて、それをもとに事務局の方で作った報告書の案です。それについてご意見等もいただいていると思いますが、その間の経緯も含めまして事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

それから、その際に送付された資料の方にフロー図が付いていなかったと思いますが、 それは今日新たに配付されました資料の方に添付されていると思いますので、それもご覧 になりながらご説明を聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局:本年4月から男女共同参画審議会事務を担当しております福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今、会長の方からもありましたが、まずもってフロー図の添付もれがございましたことをお詫び申し上げます。本日の資料の中に、資料番号等は入ってございませんけれども、A4の横1枚もので入れておきましたので、それを「資料2-1」と併せてご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、苦情処理に関しまして事務局から説明をさせていただきます。まず「資料 2-1」につきましては、今、会長からもございました本年 3 月開催の審議会でまとめていただきました案を事務局でまとめたものでございます。

これにつきまして、委員の皆様にこの内容でいいのかという確認をさせていただきましたところ、何件かのご意見がございました。また実際に、この制度ができまして苦情の申し出があった場合に、県の施策担当課として庁内の関係課が関わってまいりますので、その立場から当該報告書(案)に対しまして意見を確認したところでございます。それに対しては意見が1件ございました。具体的には「資料2-2」をご覧いただきたいと思います。こちらの方に一応、意見等についてその意見の内容と、それに対する修正案について事務局でまとめたものを記載してございます。

ご説明いたします。まず「資料 2-2 ①」こちらの審議会の委員から出ている、12 ページに関する意見でございます。非該当通知あるいは開始通知について、「それは、何時なのか」ということなのですけれども。これにつきましては、修正案にございますとおり、申し立ては全て台帳に記載いたします。その後、明らかに非該当であると判断されるものにつきましては、当青少年・男女共同参画課におきまして非該当通知を出すということになっておりますので。このことについては「資料 2-2」に添付してございます別紙 1、 2 枚目でございますが。こちらのように、はっきり記述して補足するというようなことでい

いのではないかと考えております。下線を引いております、当課において非該当通知を行 うということを補足する形で、一応はっきりするのではないかと考えております。

次に②番、これも同じく 13 ページですが、審議結果の存在が不明瞭であるというご意見でございます。これにつきましては、ただいまの「資料 2-2」別紙 2 ということで 3 枚目に付けてございますが、記述をより明確にすることで、対応できるのではないかと考えております。

次は③番でございます。担当行政課、つまり当課になりますが、業務量が大変ではないかというご意見でございます。これにつきましては、男女共同参画に係る施策の総合的な調整を行うことが、県の行政組織規則で定められております。ということで、関係課と連携しながら対応すべき当課の業務と考えております。

なお、参考までに、本日お渡しした資料の中に「資料2-3」とございますが、内閣府から他県の苦情処理に関する最新の情報提供がなされておりますので、この制度が構築されました際、青森県でどの程度の件数が出てくるのかわかりませんけれども、参考までにご覧いただければと思います。

次に④番でございます。苦情処理委員会の委員への助手について、ということでございますが。この役割につきましては、受付担当課である当課が行うということとされているところでございます。

次は「資料2-2」の2ページ目の⑤番です。要綱の作成についてということですが。これは答申を受けましてから、当課が作成いたします。スケジュールとしましては、本年中を目途としておりまして、その後県民への周知を図り、来年度平成 18 年度当初から運用してまいりたいと考えております。また苦情処理委員会についても、今年度中に立ち上げをしたいと考えております。

次に⑥番、フロー図がわかりにくいというご意見がございました。それにつきましては、本日お渡ししたところですけれども、大筋の流れを少し太い線で表現させていただきました。これによって、かなり流れがわかりやすくなるのではないかと。順当にいけば、この太い線の流れのとおりに、スイスイと進んでいく。その途中において、いろいろなところとのやり取りが、細い矢印線であるのだということでご理解いただけるのではと考えております。

最後に、庁内関係課からの意見でございますが。「男女共同参画センターが受付窓口となるべきでは。」ということで出されております。ただ、今回の苦情に対しましては、施策に対する苦情ということになりますので、これにつきましては修正案に記載いたしましたとおり、やはり当課が受付担当課となることが、1番合理的であると考えております。

以上のとおり、事前に受けました意見等につきましては、第5章の2ヵ所を、皆様のお 手元にお配りしております報告書(案)を修正することで対応可能と考えております。よ ろしくご検討くださいますようお願いいたします。

**佐藤会長**:以上、事務局からご説明がありました。まず、今ご紹介いただきましたのは、 作成しました報告書を委員の皆様方に事前に配付しまして、それに基づいていただいたご 意見に対して、そして事務局を中心に、事務局だけではありませんが、専門部会の委員の 方にも問い合わせがあった上なのですが、今ご紹介いただきました修正案ということで提示しております。この修正案を認めるかどうかということをご審議いただきたいと思います。

さらに、それとは別にといいますか、それに加えまして、今回出されておりますことを 踏まえて、これが答申になります最終の審議の場となりますので、この他にもご意見がご ざいましたらお受けして、まず審議したいと思っております。

第1に、今事務局の方で説明されました委員会等からの、委員だけではなくて関係庁内 の各課からも1件ありましたが、そのことを踏まえての修正案についてご意見を伺いたい と思います。いかがでしょうか。

出された意見についての趣旨はご理解いただけると思います。それで基本的にはやはりちょっと曖昧な部分、こちら作った方はある程度わかっていても、実際にやってみた場合に必ずしもそう受け取れない場合がある、別の解釈もあるのではないかというようなことで、より明確にという趣旨のものが多かったように思いますが。その点について2ヵ所、修正案として提示しております。

その他は、いただいたご意見に対しまして、修正案ということではなくて、このように ご理解いただきたい。あるいは、このように受け止めて最終の報告案のままということに なっております。このご意見をいただいた委員の方もいらっしゃると思いますが、その委 員の方々もこれでいかがでしょうか。お名前は、私の方からは申し上げませんが。

**能倉委員**:修正案を出していただいている部分は、私の方から意見をあげさせていただいた部分なのですけれども。文書の内容と、それからフロー図との整合性との観点から、ちょっと読み取れない部分があったものですから、意見を出させていただいたのですけれども。修正案を示していただいたことにより、私の方から出させていただいた部分については、フロー図と文書の方と、ある程度一致した形になったのかなと思いますので、私の意見の方はこれで結構でございます。

**佐藤会長**:ありがとうございます。第1と第2の点について、ご意見をいただきまして、 修正案についてご賛成いただけるということでした。

他にございませんでしょうか。

ご意見を出された方は、先程申しましたように特定はいたしませんが、ご意見がないということは、この修正案と対応でよろしいということで、お認めいただいてよろしいでしょうか。では、そのように皆様のご意見がまとまったということで了解したいと思います。

では、今出されました意見と修正案以外に、この報告書(案)について、さらにご意見がおありになる方はいらっしゃいませんでしょうか。

まだ、今の時点でしたら、協議の上取り入れることも可能だと思いますので。よろしいでしょうか。

では、お声がないようなので、これでご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

予定より随分早いペースで進みまして。ただ、私も専門部会の委員として関わりまして、

かなり深く掘り下げて検討した結果、提出しているものですので、それをお認めいただい たことをありがたく思います。

では、今のこの修正案を加えた案で答申したいと思います。その答申につきましては、この審議会の終了後、私と、この審議会の副会長でもいらっしゃいまして、そしてこの苦情処理の案をまとめるにあたって、専門部会長を務めていただきました井上隆委員と2人で県庁に出向きまして。今日は残念ながら知事が不在ということですので、長谷川出納長の方に提出させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

その時には、ぜひこれを実現していただけますように、強く申し添えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### (3) 青森県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画について

佐藤会長:では、引き続き議事を進めさせていただきたいと思います。次は第3点の「青森県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画について」ということで、資料として皆様のお手元に、一次素案が配付されていると思いますが。まずこの一次素案について事務局からご説明をいただきたいと思います。それから事前にお配りしておりまして、もし委員の方々から何かご意見等がございましたら、それも併せてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局:まず、DV基本計画策定にかかる検討体制ということで「資料3-1」の方をご覧いただきたいと思います。最初に左側の方ですけれども、青森県DV基本計画策定連絡会議ですが、関係課の課長及び女性相談所の所長で構成しており、DV基本計画の策定に関し、必要な連絡・調整・検討などを行うこととしております。その下部組織として青森県DV基本計画策定作業部会を設置しており、連絡会議の構成課の担当課によって組織しております。基本計画の素案の策定をすることとしております。

次は右側の方ですけれども、民間団体等による検討組織であり、青森県DV基本計画策定検討委員会です。ここでは民間支援団体や学識経験者等8名で組織しております。委員の決定をする際に公募もしたところであります。その他、計画を作っていく段階では、一般県民からパブリックコメント等をもらうこととしております。

次は「資料3-1」の後ろの方ですけれども、スケジュールの方に入っていきたいと思います。 4 月 28 日には青森県DV基本計画策定連絡会議を開催いたしました。また、 5 月 10 日、6 月 13 日には青森県DV基本計画策定作業部会を開催いたしました。そこで、だいたいの第一次素案を検討しております。

なお、作業部会の他に担当レベルで、私どもの他女性相談所、こどもみらい課の方と何回か、すり合わせということでいろいろ検討を重ねてまいりました。そして7月8日には青森県DV基本計画検討委員会を開催したところでございます。2回目は、順調にいけば9月8日を今のところ予定しております。

そういうことで、現在のところ、スケジュールに則って、年内策定に向けて順調に進行 しているというふうに考えております。

それでは、体系案についてご説明したいと思います。「資料3-2」ということで、体系

案を検討・作成するための庁内の関係課・室から、女性相談所からなる作業部会を設置して、検討してまいりました。全国では、今年の3月末現在で基本計画が策定されていたのは、鳥取県と岡山県のみでありました。そこで、案を検討するにあたり、国の基本方針や鳥取県の基本計画を参考としましたが、基本的には今年の3月に策定された岡山県の基本計画を、1番参考にしたというところです。

「資料3-2」及び「資料3-3」をご覧いただきたいと思います。全体の構成が読み 取れると思いますけれども。

1番最初に、「はじめに」ということで、特に計画策定にあたっての背景などですが、後 日事務局で整理することとしております。

2番目として、「配偶者からの暴力の現状、国内の現状及び青森県の現状」を記載することとしております。

3番目として「計画の基本的な考え方」では、(1)として計画策定の趣旨を記載することとしており、青森県男女共同参画推進条例の基本理念や、生活創造推進プランに沿って記載することとしております。(2)として、基本計画の基本理念を謳うこととしております。「配偶者間の暴力のない青森県の実現に向けて」ということで考えております。(3)計画の位置付けですけれども、配偶者暴力防止法みに基づく基本計画として位置付けております。あおもり男女共同参画プラン21、生活創造推進プラン、青森県社会福祉基本計画などと整合性を図ることとしております。

4番目として、「計画期間及び計画の見直し」ですけれども。国の基本方針の見直しに準 じ、3年を目途として見直しを行うこととしております。

それでは計画の体系に入っていきたいと思います。大きな4本の基本目標として、16本の重点目標を掲げました。

1つ目としては基本目標として「配偶者からの暴力のない社会づくり」です。配偶者からの暴力の背景には、社会的、経済的、肉体的に強いとされる立場の男性が、力で女性を支配しようとする意識の残存があると言われています。生き生きと生活できる男女共同参画社会づくりの推進と、地域、学校、家庭等、自分も他人も尊重できるバランスの取れた人権感覚を育み、自立した人づくりを行う必要があります。

そこで、重点目標1「人権意識の普及・啓発」です。互いの人権を尊重しあえる社会づくりのため、各種機関や関係機関が共通認識に立ち、幼少時期からの人権教育や良好なコミュニケーションについて意識啓発を推進していく必要があります。

重点目標 2 「配偶者からの暴力に対する正しい理解の普及」です。青森県男女共同参画に関する意識調査によると、配偶者からの暴力に関する相談窓口としては、女性相談所、健康福祉こどもセンター婦人相談員を知っているとした人は 28.8%と、いまだに低い状況にあります。広く県民に対し、配偶者からの暴力について一層の周知を図っていく必要があります。

重点目標3「配偶者からの暴力のない社会づくりのための調査・研究」です。国内外の 取組に関する情報収集に努め、本県の特性を踏まえ、効果的な取組に向けた調査と研究を 行っていく必要があります。ここまでが基本目標1です。

次は基本目標2「被害者保護対策の充実」です。県では配偶者暴力防止法に基づき、配

偶者暴力防止センター8ヵ所を設置し、警察や市町村等と連携し、24時間体制で被害者等の保護にあたっています。今後より一層、被害者の人権を尊重した保護対策の充実を図っていく必要があります。

重点目標4「発見・通報体制の充実」です。DV被害者が家庭内に潜在化することが多いことから、県民や医療機関が配偶者暴力防止法第6条に基づく発見・通報を円滑に行うことができるよう、発見・通報体制の一層の充実を図っていく必要があります。

重点目標 5「迅速かつ適切な被害者保護」です。保護命令発生時における被害者の保護、加害者への保護命令の遵守の指導など、適切な被害者保護を実施しています。今後はより一層迅速かつ適切な被害者保護を図るため、県内各地に一時保護委託施設を確保するなど、地域に密着した被害者保護体制をとっていく必要があります。

これをイメージしているのは、やはり「むつ」とか遠いところにおりますと、夜中に女性相談所に来るというのはなかなか難しい。そういうことで、社会福祉施設等が、もし仮に一時保護で受けてくれれば、そこと委託契約をする形で、1日でも置いてもらえれば、夜中の移動とかそういうものがなくなって、寒い思いをしなくてもいいとかそういうのがあるのではないかということをイメージしております。

重点目標 6 「同伴家族等への支援」です。同伴児童については、DVが児童虐待に定義されていることから、必要に応じて児童相談所と連携を図り、適切な処遇を行っている他、就学期の児童については児童相談所の学習指導員を活用した学習指導を行っています。今後も、同伴家族等に対するきめ細やかな支援、特に同伴児童に対する教育権を保証していく必要があります。

重点目標 7 「相談への対応の充実」です。 DV 被害者が身近な地域で相談できる体制の整備。相談者のニーズに的確に対応できる職員の育成、障害者、外国人のDV 被害者にも適切に相談に応じることができる体制づくりを推進していく必要がありますということで。ここまでが基本目標 2 です。

次は基本目標3「被害者の自立支援のための環境整備」です。被害者の自立支援には居住の問題、金銭の問題、就業の問題、子どもがいる場合は子育て・学校の問題など様々な問題を解決していく必要があります。被害者は心理的外傷、ストレス障害などの精神的問題を抱えることが多く、DVのある家庭にいる子どもも同様に心理的被害を受けることが多いことから、その状況に応じた精神的回復のための支援が一層必要となってきております。

重点目標 8 「就業促進のための支援」です。県内の経済情勢は低迷しており、雇用環境は依然として厳しい状況にあるため、様々な事情を抱えながら自立しようとする被害者に対して、一層の支援が求められています。

重点目標 9 「住宅の確保のための支援」です。支援内容を周知させると共に、市町村と も連携を図る必要があるということです。

重点目標 10「各種援護制度等の利用に関する支援」です。被害者の自立を助けるために 各種援護制度の適切な活用が不可欠であることから、今後も関係機関相互の共通理解と綿密な連携を図っていきます。

重点目標 11「同居する子どもの就学に関する支援」です。住民票を移動させずに速やか

に転校できるよう、関係する教育委員会が連携を取り合うことが必要です。

重点目標 12「被害者の個人情報保護への配慮」です。秘密の保持と被害者の個人情報保護への配慮への徹底が必要です。

重点目標 13「被害者の精神的回復のための支援」です。加害者からの追求の恐怖や将来の不安などから、精神的に非常に不安定な状態にあります。被害者と同居する子どもも同様に心理的被害を受けている場合が多いため、回復のための支援が必要です。ここまでが基本目標 3 です。

最後は基本目標 4 「職務関係者の資質の向上と連携の強化」です。暴力の被害者は、複合的な問題を抱えていることが多く、1つの相談機関が単独で問題解決に導いていくことが困難です。職務関係者に対する継続的な研修や、関係機関が一堂に会する会議などが有効です。また、被害者のニーズに応じ、多様な支援を実施できる民間団体や、被害者を発見しやすい立場にある医療機関、地域に密着した活動を行う民生委員・児童委員との連携も必要です。

重点目標 14「職務関係者への研修等の充実」です。直接被害者へ対応する相談員への研修の他、DVと関係の深い児童虐待に対する職業をはじめ直接対応しない事務職員等についても、基礎知識の研修を実施する必要があるのではないかということです。

重点目標 15「関係機関の連携強化の推進」です。配偶者からの暴力に関しては、単独の機関のみで問題が解決することは難しく、被害者の抱える複合的な問題に関し、様々な関係機関が常に情報を共有し、各課が適切に関与して支援を進めていく必要があります。

重点目標 16「民間団体等との連携の強化」です。医療機関関係者や民生委員、児童委員とも配偶者からの暴力に関する問題意識を共有することが求められています。

以上が 7月8日に出した第一次素案ですけれども、7月8日に第1回DV基本計画検討委員会がありました。そのとき委員の方からたくさんの意見が出されました。その中で主な何点かをお知らせしたいと思います。

1つ目として、苦情処理体制について、県はもちろん、民間も含めて利用者の声を受け 止める体制を持たなければならないのではないかと。苦情処理体制について追加して欲し いということです。

それから民間支援団体との連携ということで、DVのない社会を民間と一緒にどうつくるのか。民間と一緒の体制をどのようにつくるのかが弱い。具体的な連携のあり方が見えてこない。

3つ目としては、加害者に対する取組ということで、加害者更正に関し、内閣府が千葉県で試行的取組を行った。青森県ではどのように取組むのか進めていくのか、加害者に対する取組に関して、頭出しをしておいてもいいのではないかということ。

それから4つ目として、支援者の安全対策ということで、相談者の充実というところがあるが、相談された側の安全の確保、支援者の安全対策が必要である。これに関しても基本計画に盛り込んで欲しい。

それから5つ目として、ステップハウスの検討ということが挙げられました。

これらの意見について、私ども作業部会の方でまた検討しております。また、今回皆様の方に第一次素案を差し上げましたけれども。第一次素案について、今回は意見が寄せら

れませんでしたけれども、DV検討委員会の方に出された意見も含めて、今修正しておりますので。それらを整理したものを、改めて皆様にお送りして、もう1回意見をいただけるような機会を設けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、最後になりましたけれども、17年度の配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する主な取組ということで、庁内の取組状況を資料として添付させていただいており、関係課等のご協力を得て体系に沿って整理させていただいております

これについても、第一次素案の骨組みで整理されておりますので、もう1回素案を検討 した段階で若干動くかもしれませんけれども。

以上でDV基本計画についての説明を終らせていただきます。

佐藤会長:今ご説明いただきました。ご説明の中にもありましたように、委員等からの事前の質疑やご意見等はなかったということで。ただ、もう既に開かれました第1回の検討委員会で出されました意見については、主要なものということで5点ほど指摘していただきました。それについては、また検討した上で、第2回の検討委員会に示されるということになっております。委員の皆様には、事前に配付して、今ご説明をいただいて、だいたいの計画の中身についてはご理解いただけたのではないかなと思うのですが。

ただ今の説明にありましたように、追加で「資料3-3」ということで。実際、既に関係各課で取組んでいる主な取組ということで、具体的な事業が示されておりますが。この位置づけについては、この計画の中にどのように組み入れるかということについては、まだ明確に定まっていないというふうに、私は理解しているのですが。そのあたりのことについて、もう少し説明いただけますか。

私の発言の主旨は分かりますでしょうか。お示しいただいた構成案というところでは、全体の「はじめに」から「計画の体系」というところで、計画の体系については今具体的にご説明がありました基本目標というのが4つ設定して。そしてそれぞれについて、3ないし5つ6つの重点目標を設定して、総計で重点目標は16になっています。そしてその中身として、冊子状になっておりますが、重点目標について現状と課題。それから今後の方策ということで2点ほど示されております。

その県庁内での主な取組というのは、その中の具体的な事業とか施策ということで位置づけられることになるわけですよね。ちょっとそのあたり、今どのようなふうに考えていらっしゃるかというのをご説明いただいた方がいいと思うのですが。

**事務局**:担当しております後村と申します。基本計画の策定にあたりましては、もちろん 当課だけではなく、庁内いろいろな課でやっている取組を総合して作っております。現在 の主な取組というものも、そういった意味から全庁的なものになっております。

これをどんなふうに計画に盛り込んでいくかということなのですが、主な取組という「資料3-3」につきましては、17年度現在のものです。これを拾う形で現状のところに、あまり細かい記載ではありませんが盛り込む形で考えております。今後の方策につきましては、来年度以降の取組になってきますので、17年度の主な取組とまったく一緒ではないでしょうし、新しいものが入るかもしれないしという関係になります。

佐藤会長:私がちょっと申し上げたかったのは、私はこの計画策定の検討委員の方に入っておりますので、少し突っ込んだことを申し上げたのですが。委員の皆様は、今ご説明の中の「今後の方策」というところだけでは、少しご意見が出しにくいのではないかと思ったのです。

ですから、具体的に「もう少しこういうようなことをして欲しい」と、「これが必要ではないか」というように、具体的なご意見をいただくにあたっては、この「資料3-3」の具体的な事業ですので、そのことに関してもご意見いただいてもいいのかなというふうに思ったものですから、申し上げたのですが。

では、別にレベルは関係なく、どのようなことでもご意見をいただいてよろしいですよね。と言いますのは、今の 12 月に計画を策定する予定になっておりますので、審議会の皆様から口頭で直接ご意見をいただく機会というのは、今回だけになるのではないかと思うのです。

その他、あとで事務局からご説明があると思いますが、今日の審議会では発言できなかったけれども、やはりこういうことも必要ではないかということは、文書等で事務局の方にお寄せいただく機会は設ける予定でおりますが。ただ、繰り返しになりますが、口頭では今の場ということになりますので、できればどのような意見でも結構ですので出していただければと思います。

幸い先程の苦情処理の答申案について、非常に短時間でご了解いただきましたので、今 少し、時間的に余裕がありますので、ご意見いただきたいと思います。

どうぞ、慶長委員。

**慶長委員**:ちょっと聞き逃したのかもしれないのですけれども、これから高齢社会に向かって、高齢者の虐待の問題というのも大きくなってくるというふうに考えられるのですけれども。その辺のところの具体的な、高齢者に対する虐待のところをどうなのか。あまり記述されていないのではないかなと思ったので、その辺のところをもうちょっと明確に高齢者に対する虐待というところも書いて、その対応策というのも書いていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

あともう1つ、警察の対応なのですけれども。警察と行政と、民間でそういう活動をしている団体と、どう連携しているかというところが非常に大事になってくるのではないかと思うのですけれども。警察では実際、目に見える形での被害というか、そうならないと逮捕するというふうになってこないと思うのです。そうなった時に、どのあたりまで警察が協力してくれるのかとか、どのあたりで通報したら協力を得られるのかというところを、具体的にしていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども。以上です。

佐藤会長:今のことについては、高齢者虐待への対応についてもう少し具体的に盛り込む必要があるのではないかというご意見で。今の担当されている方から少し、ご説明していただいた方がよろしいでしょうか。では、今の高齢者虐待への対応と、この場合の警察の対応についてですよね。行政と警察との連携。では、この2点について、一応事務局の方からお考えをお願いします。

事務局:はい、高齢者虐待ということでご発言がございました。高齢者虐待については、もちろんそのDV的な要素を持つものもあるというふうに考えております。高齢者虐待全体としての県の取組としては、健康福祉部の高齢福祉保険課で、昨年度から様々取組んでおりまして、どんなものが高齢者虐待であるかとかその特徴だとか、対応事例とかそういったものを作成しております。健康福祉サイドの方で、総合的に高齢者虐待にもDVにも気づくような視点を持って取組もうということで、健康福祉部の事業としてやっております。

今の基本計画の一次素案のところには、具体的に高齢者虐待という言葉は出ていませんが、私どもはそういう認識で、高齢者虐待の中にDVもありうると考えています。DVと高齢者虐待は複雑に絡み合っている事例ももちろんあると考えておりますので、今後具体化していく際には、その辺を考慮しながら進めていきたいと思っております。

警察についてのお話でしたが、私の方から警察の対応についてちょっとこの場で明確な回答はできないので、その辺をご了解いただいた上でお話させていただきたいと思います。 警察につきましては、法律とか警察本部長の通知など、DVの被害者や被害を受ける恐れがある方に対して支援するということが定められております。

実際に被害を受けるかもしれないという不安を持っている方に対しては、緊急通報装置を貸したり、どんなふうに身を守るかを教えたり、道具を貸したりといった関わりをしております。専門の電話相談も、警察でも置いてあります。現状は警察ではそういう取組になっているかと思います。

佐藤会長:もし追加があればどうぞ。

事務局:実は今、高齢者虐待のことなのですけれども、重点目標の6のところに高齢者虐待ということで記載しております。その中で、先ほどお話した高齢者虐待を加えた総合マニュアルを作成し、健康福祉こどもセンターにおける総合的な支援を図っているということです。

それから「資料3-3」の1番最後のページのところに、その文言というか虐待DV等総合対策事業ということでやっているということが記載されております。

**佐藤会長**:ということで。今ご意見に対して、回答ではありませんが、説明いただきましたが。今出された意見は、質問も含めまして審議会で出された意見として、あとで検討委員会の方でそれも含めた上で、さらにいい案にしていただくようになると思います。

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

何か同時に手が挙がりましたが、井上委員から。

**井上委員**: 先程齋藤グループリーダーの方からご説明いただいた中で、検討委員会の方で5つ意見が出ているということだったですね。苦情処理の体制の問題と、支援団体との連携の問題と。それから3番目に加害者に対する指導あるいは更生支援とでもいいますか、そういったものについての意見が出ていて、今議論をしている最中だということだったの

ですが。その中で千葉県での取組ということをちょっとおっしゃったのと。それから今、 検討委員会でどんな具体的な案が出ているのか、少しお話いただければと思ったのですけ れども。よろしいでしょうか。

佐藤会長:それでは今のご意見に対して、どちらでも結構ですので事務局から。

事務局:千葉県から出されたというのは、たまたま話が出まして、中身については、はっきりいってまだ掌握していません。

佐藤会長: すいません。ということで。ただ、そのレベルでは、今ちょっと事務局の方もおっしゃったのですが、何県かの県でDV加害者に対する、取組というふうに大まかでいっていいと思いますが、対応を具体的に少し試行的にやり始めているということが、委員の中から出されたのですね。ただその具体的な県とか、そのプログラムについては示されませんでした。だからそういう先進的な取組も始まっていることであるので。

ただ、この素案にありますように、国の状況を見ながらそれについても情報を集めるというようなレベルではなくて、もう1歩進んで、県の方でも積極的に加害男性に対して取組むというような方向で考えたらどうかというご意見だったと、私は認識しているのですが。

その時に、私は、ちょっと千葉県という具体的な名前が出たことも定かではないのですが、それについては、今、事務局でお話がありましたように、具体的に取組んでいる県の 実情については、まだきちんと把握していないということだと思います。

**井上委員**: 今申し上げましたのは、前にもそんなふうな発言を、僕はしたかと思うのですけれども、つまり配偶者暴力防止法自体の考え方が、僕はうんと平板にできているというふうに思っているのです。ですから、そこから出てくる、各県で考えるその防止のための基本計画も、結果的に平板になっているという感じがするのです。立体的ではないといいますか。つまり、話はそんなに複雑ではなくて、女性センターなんかでの話を聞きますと、割とパターンは決まっている訳です。

例えば、日本よりもアメリカの方が、もっとはっきり出るのですけれども。これはメモっておいていただきたいのですが、アメリカの場合なんかは失業率が高くなると家庭内暴力の発生件数は増えるわけです。それから州ごとに、失業率の高い州ほどドメスティックバイオレンスの発生件数が高い訳です。そんなことは当たり前な訳で。

そうしますと、そういう加害者側の状況を放っておいて被害者をいくら救済しても、も ぐら叩きしかやらないことになるわけでしょう。つまり、そういうところまでやらないと、 本当の意味での家庭内暴力の防止や被害者の保護に、たぶんつながらないわけだと思うの です。

青森県の場合もそうなのですが、戦後 60 年のシリーズの中で、これも知っておいていただきたいのですが、離婚件数の増えた時期というのは、青森県の場合を例にとりますと高度経済成長の時期と、うんと低成長の時期のこの 2 つです。

つまり、高度経済成長の時期というのは出稼ぎが増えますから、この出稼ぎは離婚をバンバンつくります。誤解のないように申し上げておきますと、出稼ぎする人がみんな離婚するという意味ではないです。そうではなくて、出稼ぎが増えた時期というのはそういうふうに離婚率が高まる時期と重なるということと、それから青森県の失業率が高い時期は離婚率も高くなる訳でしょうから。

つまり、そういうふうに立体的に見ないと、ここでは「粗暴な男と、か弱い女」みたいな単純な図式で話すと、このぐらいの話でいいのですけれども、そうではないのだろうと思うのです。

そういう場合に青森県として、どこまで手を出せるかというのはともかくとして、実際今回の一次素案のペーパーの中でも、重点目標の3のところで「配偶者からの暴力のない社会づくりのための調査・研究」とあって、その中の今後の方策の中の3番目に、「加害者に対する取組について情報収集」とありますね。どういうパターンで、あるいはどういう背景でそうなるのだろうかというのを調査しますと言っておいて、後ろのほうの施策では何も出てこないというのは、やっぱり僕は非常に中途半端な印象を受けるのです。

僕は、仮に他の県がそこまで、つまり加害者に対する調査・研究と、それから更生というのはちょっと言い方が失礼かもしれませんけれども、更生支援とでもいいますか指導といいますか、そういったものも青森県としても、やはり取組んでもらいたいと思うものですから、今みたいな発言をしたのですが、というところです。

佐藤会長:はい、ありがとうございます。事務局の方から何か。

事務局:今のは確かに検討委員会のとき、それこそ出た問題ですね。加害者に対する取組ということで、それこそ加害者更生に関し、内閣府が千葉県と試行的に取組を行ったということで。千葉県ではそれなりの成果も出ていると聞いています。もはや情報収集に留まるべきではないと。それこそ現実に青森県では、加害者更生にどのように取組むかを進めていくために、頭出ししておく必要があるのではないかというような話でした。

先程私がお話したのは、ちょっと少ししかお話しなかったので。そういう意味で、頭出 ししておく必要があるのではないかということです。

佐藤会長:今の説明でよろしいでしょうか。井上委員がおっしゃるのは、本当にもっともなことで、DV対策が言われているかなり早い時期から、加害男性に対応しなければ、それこそどんどん生み出されている被害者を保護しているだけでは、本当に根本的な対策にはならないと言われておりましたし、そういう認識はあったと思うのですが。実際にどのような対応をするのかに関しては、やっぱり私も非常に微力なのですが、考えたり何かはしているのですが、大変難しいところがあります。

例えば、DVを犯罪として明確にして、その処罰の一環として回復プログラム、矯正プログラムに乗せるというような、アメリカがやっているようなプログラムですが、それが日本で可能かどうかということ。DVに対する意識ですね。それが本当に犯罪であるという認識そのものが、まだ社会の中で一般的に広まっておりませんので。そういう中で、そ

れが本当に可能かどうかというようなことも含めまして、やっぱり言われてはいるけれど も、ようやく今、緒についているところかなというふうに認識しているのです。

でも、先程来のご意見にありますように、青森県でもそういう情勢を踏まえて、ただ「国が出す指針でこう出したから、では青森県も」というのではなくて、少し積極的に調査・研究も含めて取組を進めていくということに関しては、私も大変同感ですし、この基本計画の中でも、そういうところまで盛り込めればいいのかなと思っております。

**井上委員**:いろんな情報を聞きますと、いくつかのパターンがありますよね。ドメスティックバイオレンスといっても、背中にペインティングしているようなおじさんの暴力もあれば、あるいはなんか癖付けになってしまったような人の問題もあったりして。それは割と、前にも野辺地で事件がありましたけれども、県警の生活安全部や何かでいろいろと対応してくれますが、それはそれでいいのですが。それなんか、わりと分かりやすいですから対応の仕方があるのですけれども、そうじゃないケースというのはある訳です。

もちろん、子どもの時から暴力的な家庭で育って、暴力的な男もいるのですけれども。 そうではなくて、生活環境の激変の中で、そういうふうに追い込まれていく人たちもたく さんいるわけで、その時に県警や市警の生活安全課との連携よりも、むしろ職安との連携 で就労相談に乗ってやるとか、そういったことも、たぶん必要になってくるはずなのです が。

ここで出てくるのは、被害者に対する就労支援や何かは出てくるのですけれども。加害者で、きちっと仕事についていなくて家庭内暴力を繰り返すような人たちに対する相談対応というのは、なかなかできていない訳でしょうから。たぶんやるべきことはいっぱいあるのだろうと思うのです。

女性相談所の動きを見ていても、なんていうのかな、場当たりと言ったら失礼なのですが、ともかく今、目の前にある問題を何とかしようというだけの話ですから。女性相談所の宿泊施設に何週間か入れて、とりあえず冷却期間をおこうと、それぐらいの対応しかできていないのだと思うのです。それですと何時までたっても無くならない、そんなふうに思ったりもするものですから。

ここではペーパーの重点目標の、繰り返しになりますが、今後の方策の3「加害者に対する取組についての情報収集」だけではない、そこから来る地域としての情報収集に対応できる施策というのをどこかに盛り込んでいかないと、たぶん不完全になるのだろうというふうな印象だったものですから。

それはだから、重点目標のところだって、今後の方策のところで、被害者の就業支援に向けた支援だけではなくて、加害者の就労相談とかいろいろ書き込んでいかないと、と思ったわけです。

佐藤会長: どうもありがとうございました。では、そのご意見もいただいたということで、 記録していただきたいと思います。 それから、一條委員からも手が挙がったと思います。

一條委員:今の井上委員のご意見を伺いながら、頭の中を整理していたところなのですけ

れども、私が問題にしたかったのは人権教育というところでした。実は、男女共同参画の条例ができたときにも、プランにいろんな場で男女共同参画に関する学習の機会を作るということが盛り込まれていましたが、やはり教育現場の壁の厚さといいますか、実際に男女共同参画の社会を推進していくための学習機会というのは、なかなかまだまだ設けられる機会が少ないという現状があります。

この人権教育というのも、大きく人権教育と一言で片付けてしまうにはかなり問題があるくらい。今の井上委員がお話した、それこそ経済的に追い込まれて虐待するしかないと思ってしまう男性の考え方の中には、やはり弱いものにあたってもいいというような考え方がどこかで形成されていくわけですよね。そういうものを、小さいときからの教育の中で、両性は平等であると意味での人権教育というのは、どこかでずっと継続的に行われていく必要があるのかなと、私は考えました。

先程、対策の中に、相談員の育成ということもありました。これもとても大事なことなのですが。ただ私が、身の回りの情報として聞いている分には、相談員でなければ解決できないというような逆の考え方もあります。目の前で女性が虐待されて、それこそDVの被害者であるけれども、そこに一般の人が関わるということに対して、なんとなく壁があってしまう。専門家でなければ口を出してはいけないのだというような、逆の考え方というのをよく聞きます。

女性だけでなく、それを見ている子どもというのも、いわゆる被害者になってしまう訳で。そういう子たちを救済するという場面に、多くの人が関われていないのだという現状が、ますますこのDVというのを、ひとつのとても暗い閉じ込められた世界にしてしまっているのかなというふうなことを、私は日常から感じているのですが。

そうではなくて、たくさんの身の回りにいる全て人がみんな人権という考え方を持って、 すぐに救済に動けるのだ。できれば小さい時から、お互いを尊重しあうという考え方をき ちんと形成していくということが必要なのかなと思っています。その上で人権教育という のを、できればその計画の中で、どの分野でどの場でどのように推進していくかというの を、前回の男女共同参画条例のプラン以上にもう少し詳しく、丁寧に盛り込んでいただけ たらいいなということを考えておりました。

先程千葉県の例もありましたが、自治体として加害者に取組むということの他に、例えば民間団体で、私が知っている大阪のグループなんかも、家計費を貰いながら加害者男性をいかに更生していくかというプログラムを作成していたりします。そういうふうないろんな情報を集めながら、人権教育という部分ももう少し幅広く、更生させていくというものを取り入れながら、幅広く具体的に盛り込んでいっていただきたいなと思いました。

それから、先程苦情処理についてちょっと、私、意見を言いそびれてしまったのですが。 答申案の内容に関しては、私も納得し満足いくものでした。ただ、それからその先に、そ の苦情処理のこのような答申が出されたということが、本当に県民に広く周知できるよう なキャンペーン、取組をぜひお願いしたいなということを委員として感じます。

男女共同参画ということが、この頃少しずつまた薄れている中で、とても生活の仕方、 生き方の中で大事な分野なのだということに、もう1度注目を集めていただきたいという こと。それもなるたけたくさんの場で、多くの人が男女共同参画ということの視点を持っ ていただきたいという意味で、苦情処理体制が整ったということを広く PR していただきたいなと思いました。長くなりましたが以上です。

**佐藤会長**: どうもありがとうございました。今の一條委員からの意見について、事務局の 方から何かございますか。伺っておくということでよろしいでしょうか。特に質問という ことではなくて、伺っておいてよろしいでしょうか。はい、分かりました。では、他にも っと。

どうぞ、中崎委員。

中崎委員:はい、大変意見が活発なものですから、手を挙げるタイミングがなくて失礼しました。これはあくまでも意見でよろしいのですよね。別に答申の内容を判断というレベルではなくて。改めてこういう場での意見のやり取りは、今回が1回で終わりでしょうと。「後日、また何かの機会で」となると、まず1つお願いしたいのは、今回出された資料は計画の体系の中の資料だろうと思っています。全体像は、「はじめに」というところからずっと続くわけですよね。そうすると、1、2、3が実は私、興味があるのです。体系のところはいいです。行政さんの言葉で上手にまとめてくださいよ。それよりもその前段階に興味があるので、機会があるのでしたら、この前段階の資料を後日ご郵送いただくか何かで、何か意見を述べさせていただけるタイミングがあれば、大変ありがたいと、そういうことをまず1つ。

それから、先程からご意見が続いておりますが、やはり私も重ねます。加害者に対する 明解な項目を設定するべきだと思います。あそこに入っている、ここに入っているよとい うレベルではなくて、基本目標レベルで加害者に対するなんらかの意思表示をきちっとす るべきだと私は思います。ということが2つ目。

それから3番目、最初のご意見で高齢者という分野の話がございましたけれども、これをどうするべきか一生懸命考えて。とりあえずの私のメモとして、準配偶者というメモをしたのですけれども、配偶者に準ずるということで。つまり配偶者間でお互い扶養しあうといったときに、扶養という言葉はよくないでしょうけれども、場合によっては家族に代わってどなたかに介護をお願いしたりという現実の中でも、結構暴力は起きているということを耳にします。そういう意味では、高齢者というくくりを軸にしながらも、介護の分野でも配偶者以外の人からの暴力ということに対しても、何か触れるべきではないかなと、ちょっとそんな感じがするのです。そんな考えを持ちますと、単に高齢者だけではなくて、障害者もその範囲に入るべきでしょうと。障害者は暴力されても言い返しもできない。人様に訴えることもできないという現実が、結構あるということを耳にします。

さらには、子どもに対する暴力という意味では、これは何と言えばいいのでしょうか、 保育・育児ということを他人にお願いするケースというのは、社会的にこれからますます 増えると思います。そういう場での暴力も、今後を考えたときに、ある方向を少しずつ示 しながら歩まないといけないのではないかなということを思うのですけれども。

これも私は、子どもに対する暴力は家庭内暴力の一環として、もうちょっと明解に取り 上げてもいいのではないかなと。それは育児の現場の問題だというレベルで終わるのでは なくてと。そういう意味では、このDVというものを、もうちょっと大きく捉えたり、明解にきちっと的を絞ったりということが、いろいろ混じると思いますけれども。

単に、井上先生の言葉ではないですけれども、「粗野な男と、か弱い女」というレベルで DVを捉えるのではなくて、やはり社会の一面と見て、今後の方向性の中で「少しこういったこともテーマにしようよ」という、少し前向きなものがあってもいいかなということを感じました。ということを意見として述べておきます。ご返答ほどのことではないですから。

**佐藤会長**:大変いろいろ重要なご指摘をいただいたと思います。では、それも取り上げていただきまして。

他にご意見ございませんでしょうか。

では、武田委員。

**武田委員**:私は基本的なことをお伺いしたいと思いますけれども。まず、ここでいう暴力というのは、直接的な肉体的な苦痛を与えるというようなことに限定されているのか、精神的な苦痛を与えるような広い意味の暴力と考えているのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思いました。

それからもう1つは、基本目標の1で、最初のところのドメスティックバイオレンスというのが、強い男性が力で女性を支配しようとするということで議論されていますけれども。これまでのドメスティックバイオレンスに関する統計を見ましても、逆のケースも必ず一定数ある訳です。女性の側が男性に暴力を加えるということが、これがないというのではなくて、かなり統計上は出てくるということがある訳ですけれども。そういうふうなところというのは、どういうふうに考慮されていくのかなと。それをちょっと疑問に思ったので、お答えいただければと思いますけれども。

**佐藤会長**:今の武田委員からのご意見は、ご質問でしたので、事務局の方からお答えいただいてよろしいでしょうか。まず、一応DV防止法で定める暴力の範囲ということでよろしいでしょうか、DVの範囲ということについて。

**事務局**:これについては直接的な暴力ばかりではなく、言葉とかそういう精神的なものも 全部含むということです。

それからもう1つ、1番最初の、「肉体的に強いとされる立場の男性が」ということでしたが、確かに統計的にみれば零コンマ何%とか出てきています。確かに男性が女性から受けるというのも分かっていますけれども、ここで言っているのは、ほとんどがやはりそうしているということで、書かせてもらいました。

**佐藤会長**:今のような回答でよろしいでしょうか。ただ、もし何か追加のご意見がありま したら。 **武田委員**:女性から男性への暴力というのは、パーセンテージが非常に少ないということなので、無いことにするというか、そういうことでもいいのではないかと、そういうことでありますので。もう少し大きくなってきたら発言したいと思います。

佐藤会長: 私が注釈を加えるようなことではないのかもしれませんが、再三申し上げておりますように、DVというものの存在が社会的に認識されて、それを行政の責任で対応するということになって、まだ正直なところ数年しか経っておりません。とりあえず、そういう暴力的な環境の中で逃げ出せずにいる被害者、主に女性ですが、それを救済しようというそういうところから始まったと思うのです。

それが今、防止法が改正されまして、ただ救済しただけではダメで、自立支援の道筋もつけることが必要だということで、改正法が成立しております。まだまだ、やはり日本のDVへの対応は、そこの段階で。ただ、それまでの長い取組から見ましたら、非常に画期的なことだと思うのです。

その中で、今の加害男性への対応も含めて、これから次々に具体事例に則した課題が出てきているのだと思います。ですから、それを無視するというわけではなくて、常に念頭に入れながら、少しずつ対策といいますか取組を進めていく段階なのかなと、私は認識しております。

だからといって、大まかなものでいいという訳ではありませんで、現状を踏まえた上で、 先程皆様からご意見がありましたように、できるだけ具体的に、より先進的にといいます か、そういう計画にする必要があるのかなというふうに思っております。

私が回答するのは変なのですが、先程も申しましたように、関わっております立場から も、ちょっと一言申し上げました。

そろそろ、これにあてる時間が迫ってまいりましたが、もう一言言いたいという方がい らっしゃいましたら、お受けしたいと。

蒔苗委員。

**蒔苗委員**: 先程から出ていました加害者につきましては、加害者支援更生プログラムなどを早い時期に、青森県の中でもやっていただきたいというのが1つと。

もう1つ、実は小さなDVを知らせるリーフレットを県で作りましたときに、私はお願いしまして、女性センターのトイレに置くようになりましたけれども。あの時にご一緒に、できればもっと人の出入りが多いデパートのトイレですとか、そういった企業にもご協力をいただけるようにお願いしていただきたいとお話をいたしました。今現在、それはまだないと思いますが、この計画ができる段階において、企業の中でもそういったことに関する意識をどこかで伝える機会を、企業内研修なり何なりのときに機会を作っていただくようなこともやっていただいて、ぜひ大型ショッピングセンターですとか、あらゆる方が手に取りやすい場所を使っていただくということで、企業の中でもいろんなことを考えていただける職員や社員が出てくるのではないかと思いますので。

そのような協力体制、たぶん重点目標1の中の今後の方策の、地域、学校、家庭等の等に入るのかもしれないですけれども。小さなことですが、あらゆる場面を使うということ

も、非常に重要だと思いますので、ぜひお願いしたい。それも書き込んでいただきたいと 思います。

佐藤会長:はい、どうもありがとうございました。では、このことについての審議会での意見は以上にさせていただきたいと思います。確認させていただきますが、最初に申しましたように、ここでのご意見とは別に、後日またこのDV基本計画にご意見がある場合は、事務局あてにFAX等、メールでも結構ですけれども、お寄せいただくということでよろしいでしょうか。

事務局:はい、それはよろしいです。

佐藤会長:日時の期限は切らなくてよろしいですか、いつまでにと言う。

事務局:最終的にはもう1回、それこそパブリックコメントをやる前に、私どものほうで整理したものを皆さんに差し上げますので。随時で結構なのですけれども、最終的にモノで出した時には、いついつまでにお願いしますということで出すことになります。

**佐藤会長**: はい、わかりました。では、いろいろな案を加えて、さらにより充実させたものを委員の皆様に配付する予定ということで。その時に、もしご意見があればという、その期日についても記載するということですね。では、その時には、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

### (4) その他

#### ①青森県男女共同参画センターについて

佐藤会長:では次の案件にいきたいと思います。次は、「その他」ということになっておりまして、その他の中にいくつかございますが。まず、はじめに青森県男女共同参画センターについてのご報告とご説明をお願いしたいと思います。まず、センターの平成 17 年度の事業概要についての説明を、山田所長さんからお願いいたします。

事務局:はい、青森県男女共同参画センター所長の山田でございます。当センターの事業 運営につきましては、日頃から皆様にご理解・ご協力をいただき、この場をお借りいたし まして心からお礼申し上げます。

それでは当センターの平成 17 年度の事業概要につきまして、「資料 4 」の 8 ページに沿って簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず平成 17年度の予算額ですが、予算総額は 88,111 千円となっております。内訳としては事業費が 20,476 千円、管理運営費が 67,635 千円でございます。前年度より 1,221 千円の減となっております。この予算額には、職員の人件費は除いてございます。

次に「主な事業について」でございますが、情報事業は情報ライブラリーに図書、ビデオ等を整備し、貸し出しを行う他、インターネットによる情報提供及びビデオ上映会を実

施いたします。

啓発学習事業としては、昨年度に引き続き、あおもり女性大学、オープンカレッジを実施してまいります。あおもり女性大学は、2回ほど公開講座を実施することとしております。また、オープンカレッジは6回開催いたしますが、内5回は市町村との共催で出前講座を実施してまいります。開催地は、むつ市、つがる市、十和田市、八戸市、平賀町を予定しております。

交流事業としては、「男女共同参画フェスティバル」と「男女共同参画県民フォーラム」を実施いたします。男女共同参画フェスティバルは実行委員会を組織して、6月 11 日に神津カンナ氏の講演、パネルディスカッション、ワークショップ等の内容で、県民 400 人参加のもとに開催いたしました。男女共同参画県民フォーラムは、地域における男女共同参画を推進するため、県内2地域、田子町と田舎館村にて実施いたします。実施にあたりましては、県内で男女共同参画に関する活動をしている団体、グループの成長や発展につながるよう、公募による事業として進めてまいります。

それから自主活動支援事業としては、男女共同参画社会に向けて積極的に貢献できるリーダーを育成するために、青森県ヌエック研修を実施いたします。これは今年度の新規事業でございます。内容としてはヌエック主催、ヌエックとは独立行政法人国立教育女性会館のことでございます。このヌエック主催の研修への参加と埼玉県男女共同参画センターの視察等でございます。8月25日から28日までの3泊4日で実施いたします。

生活文化事業としては、昨年度に引き続き、男女の固定的なイメージにこだわらない視点を持った表現活動を支援するため、ジェンダー川柳募集を実施いたします。

それから相談事業は、男女共同参画の視点に立って総合的な相談窓口として、一般相談、専門相談、これは法律相談と心の相談です、これを行う他、今年度は相談室のミニ講座を新たに実施いたします。講座は法律ミニ講座と女性の体のミニ講座を予定しております。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務も実施いたします。

最後に、調査・研究事業は、男女共同参画社会づくりに視点を置いた調査・研究事業を行うこととし、男女共同参画の活動をしている団体、グループ等にテーマ別研究業務を委託して進めてまいります。以上が当センターの17年度の主な事業でございます。

**佐藤会長**: どうもありがとうございました。今のご説明について、何かご質問・ご意見はありますでしょうか。特にないようでしたら、続きまして、今の男女共同参画センターに関わります指定管理者制度の導入についての募集要項が、一応整って公表されているということですので、そのことに関してご報告いただきたいと思います。

事務局: それでは男女共同参画センターの指定管理者制度導入のことについて、ちょっと説明させていただきます。「資料5-1」ということで。

最初に、資料にはないのですけれども、昨年の 11 月 29 日と今年の 1 月 11 日に、指定管理者制度導入に関しての説明会を実施しました。男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの利用団体等に対しての説明です。説明会には男女共同参画センターに登録されている団体や女性団体等から、1 回目は 17 団体 23 人、2 回目は 12 団体 17 人の参加

がありました。そして今年3月には、指定管理者導入に伴う条例改正を県議会で議決を受けたところであります。

また 5 月 26 日には環境生活部、健康福祉部の両部から構成する指定管理者審査委員会を設置し、審査基準等の審査を行いました。それらを受けて募集要領を作成いたしたところです。

なお、指定管理者審査委員会には、男女共同参画審議会の方からもご推薦を受けまして 加わってもらっております。その他民間の方も3名、審査委員の方に加わってもらってい ます。

指定管理者の募集は、すでに 6 月 10 日から県のホームページを利用して公募しております。それに伴う男女共同参画センターの現地説明会は 6 月 29 日に実施しました。現地説明会には、女性団体を含めた 22 団体 34 名の参加がありました。内訳は女性団体等が 4 、子どもの団体が 1 、その他 N P O が 3 、ビル管理会社等が 15 ということで、22 の団体等から参加がありました。募集から 2 ヵ月以上の期間を経た後、応募締め切りとなりますが、応募申請は 8 月 1 日から 8 月 12 日となります。

申請書を受理後、審査し審査委員会で審査いたしまして、順位の決定をいたします。

その後、細目についていろいろ協議し、県としてこの応募者であれば男女共同参画センターの設置目的を十分理解し、指定管理者として対応できると認めた場合、指定管理者の候補者として決定いたします。その後、12月県議会で議決を受けたあと、はじめて候補者ではなく指定管理者として指定することになります。指定後は平成 18年4月の導入に向けて、委託料も含め、協定書を結ぶことになります。なお、これらの内容については、次の募集要領のところでもう少し詳しく説明させていただきたいと思います。以上でスケジュールについては、説明を終わります。

引き続き「資料 5 - 2」の「青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター募集要項」について説明いたします。要項の趣旨は指定管理者を募集することとして、募集の実施に必要な事項を定めるということで、この中で一応定めております。

施設の概要としては、施設名称及び所在地。設置目的は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成の促進を図るとともに、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを主として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成の促進を図るために設置した」、この設置目的を、十分理解ある団体、企業等を指定管理者にということで、私どもの方は考えております。

施設の業務としては、男女共同参画センターが7つ、子ども家庭支援センターが7つというふうにやって。それから施設の規模などについては、ここに書いてあるとおり、鉄筋コンクリート造1部鉄骨造地下1階地上3階、一応全部ということで。

それから管理の条件としては施設の管理方法、関係法令・条例及び規則を遵守し、青森 県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの設置目的に沿った適切な管 理を行うこと。それから県民が快適に施設を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持 管理を適切に行うこと。指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、青森県個人情報保護条例に基づき適切に行うことというような、いろいろな条件をつけております。

それから指定管理者が行う業務としては、ここには載っていないのですけれども、指定 管理者業務水準書ということで、もっともっと細かい細部に渡った水準書がありますので、 その水準書に沿ってやってくださいということになります。

指定期間については、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年の 3 月 31 日までの予定であります。これについては県議会の議決を得ないと、今ここでこの期間がどうのこうのとは言えないのですけれども、一応 3 年ということを考えております。

それから、県が指定管理者に支払う委託料としては、県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うということで。管理の基準等については、先ほどお話した業務水準書のとおりということで。申請の手続きについては、法人その他の団体であること。法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。それから団体又はその団体代表者等が次に該当しないことということで、法律行為を行なう能力を有しないもの等々。

**佐藤会長**: すいません。もう少しちょっと早めにお願いできますでしょうか。簡単にご説明いただければ。

事務局:はい、わかりました。と言うことで、応募資格については(1)から(4)まであります。それから提出書類についてはここに書いてあるとおり。それから、3・事業計画書の記載内容ですけれども、管理運営の基本方針とか組織人員とか 12 項目あります。 基準額については先程お話しましたけれども、予算の範囲内ということで、とりあえず現在考えている基準額は 118,017 千円、この範囲内ということで考えております。

それから4番目として、グループによる応募ということで、グループによる応募もできますよということです。

それから5についてはもう終わりましたので、6・質問事項の受付ということで、現在、質問を結構受付けております。それで質問を受付けた回答については、すべてホームページのほうに公開しておりますので、そちらを見てもらえれば、どういう質問がきてどういうふうなあれかというのは全部わかります。

そういうことで7番目、申請書などの提出については8月 12 日必着ということで考えております。

あと指定管理者の候補者の選定については、選定方法としては先程お話した指定管理者審査委員会の方において決定する形になります。あくまでもここは候補者です。選定基準については4つにだいたい配分された選定基準の中でやるということ。最終的には、それこそ指定管理者、指定及び指定の締結ということになりますけれども、議会で承認を得て、指定管理者に指定された方と協定書を結ぶということになります。以上で簡単ではありますけれども、指定管理者に関する説明を終了させていただきます。

佐藤会長: すみません、ちょっと急がせてしまいました。実は委員の一人に、この審議会から、今の指定管理者の選考委員会の方に出席、参加していただいていおります。指定管理者審査委員会参加委員から少し、参加された状況等について、今事務局から説明されたことに加えて、何かご意見などがございましたらお伺いしたいと思うのですが。

**指定管理者審査委員会参加委員**:出席させていただきまして、私は男女共同参画の部分でのお話というか意見を述べさせていただいているのですが。何よりもまずは、いろんな団体の内容が報告されましたが、どんな団体が取得したとしても、男女共同参画の視点をきっちりと押さえた事業を計画し、遂行してもらえるものでなければ、やっぱり許可はできないということを強く主張しております。

それに関して、細かいところまでは、いろいろまだ申し上げられないのかもしれませんが、どこかの時点で、それが計画通りに1年間きちんと実行されたかどうかということを、もう1度チェックするような機構というものを、この今の審議会というか委員会がそれを引き受けるということではなく、もう1度それをちゃんと評価する機関というものも設けていきながら、青森県の男女共同参画というものが決して後退することがないように進めていかれなければいけないだろうということも話し合われました。

また、これは子どもセンターの方からの希望もありましたし、私の方からの希望もありますが、センターが県民のものであるということを、きちんと皆さんが自覚できるように。 決して業者が一方的に与えるプログラムではなくて、住民と一緒に企画し、実行していけるような内容も持って欲しいということも、強く要望として挙げさせていただきました。

これから先の選定になりましても、たぶん活発な意見交換が行われるのだと思いますけれども、今まで築き上げられてきたアピオというものの良さは今までどおりに、そしてさらにそれ以上のセンターになれるように意見を述べさせていただきたいと思います。

**佐藤会長**:どうもありがとうございました。審議会を代表するような形で先程のようなご 意見を主張していただいているということで。そのことがこれにも反映されているという ことで、了解してよろしいのでしょうか。

では、今、指定管理者審査委員会参加委員からも伺いましたが、すでに公募も始まっていて動き出しているものなのですが、委員の皆様からご意見等、あるいは質問でも構いませんが、ございませんでしょうか。

お二人から手が挙がりましたが、慶長委員からお願いします。

**慶長委員:**この審査は公平で、公に、明らかにというか明確に審査基準などを示してほしいというのが私の意見なのですけれども。質問なのですけれども、この審査委員の名前を公表するということは、まずあるのでしょうか、ということです。

それからもう1つですけれども。選定基準というのが、今ここに配点というのがありますけれども、最終的に、例えばどこどこに委託となった時に、その例えばどこどこ団体は1番は何点、2番は何点、3番は何点、4番は何点と、例えばA審査員、B審査員というふうな形で公表されるというようなことはないのでしょうか。

ちなみに、神奈川県のほうの委託になったところはホームページで、名前は出ていないですけれども、審査員ABCで配点何点というふうに公表されているのです。ですので、青森県でもそういう方向で公表していただければいいと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

佐藤会長:ではまずお答えいただいてよろしいでしょうか。

事務局:最初の委員の公表ですけれども、これはしないことにしております。というのは、 利害関係が出ても、ちょっとうまくないということで公表はしておりません。

事務局:指定管理者の方を担当している石岡と申します。私の方からお答えさせていただきたいと思うのですけれども。具体的な審査結果の公表については、県のいろんな施設が50数施設ありますけれども、それを基本的な考え方を全部統一することとしているのですけれども、具体的に、今の段階でどこまで点数を出す、審査員の個々の点数を出すといった具体的なものは、まだ決定していない状況にあります。

一応昨年度の末では、かなり公表の度合いが低い状況。昨年度末の県の考えとしては、申請者の数及び最終的に順位が1位になったものの名前、この2つだけというふうな考え方もあったのですが。最近、他県でいろいろ公表になっている事例を参考にしながら、どこまで出していくのかというのを県内統一的に検討している最中ですので。公表の時には、おそらく私個人的な感じなのですけれども、結構な部分が公表になるかとは思います。

佐藤会長:というご回答でしたが。

**慶長委員**:県民が納得するような形で、公正に、公平になる形でご検討いただければいい と思います。よろしくお願いしたいと思います。

佐藤会長:では、井上委員からも手が挙がっていたと思います。

**井上委員**:審査委員会での状況をお伺いしたいと思ったのですが。後ろの方のページで言いますと8ページで、様式1の2がありますね、これは申請する場合に、ジョイントで申請してもいいですよと、こういうふうに読めばよろしいわけですね。ハード面での、例えば、保守点検ですとか清掃ですとかそういったものと。それからソフト面での運営の団体が組んで応募してもいい訳ですよね。

その場合に、その代表となる団体とその他の構成員が出ていますけれども、そのいくつかの構成メンバーの間の権利や義務関係みたいなものは、別に用意されている訳ですか。 用意されていませんですか。

事務局: すみません、権利や義務関係といいますと、具体的に。

**井上委員**: つまりもう少し詳しくお話し申し上げますと、指定管理者制度というのはかなり難しいところがあって、何かトラブルが起こったときに、構成団体の間で必ず争いごとが起きるのですよ。ご存知でしょうけれど。

例えば、エレベーターで事故があったときにどうするという話になったときに、お互いに構成メンバーだった時に意見の食い違いとか、利害の対立が出てくる訳ですね。そういった意味で、構成メンバー間の権利と義務とか責務の関係をきちっとやらせておかないと、難しいことになってくる訳ですよ。それは県土整備部の方にも僕はお話したのですけれども。県土整備部の部長の方から、それは全庁に話しておきましょうという話になったのですけれども。

このままだと、たぶんいろんな問題が出てきた時に処理できなくなりますから、その辺はあとで何かフォローできる仕組みを考えておかないと具合悪いだろうと思うのですけれども。審査委員会ではそういう議論は出ませんでしたか。

事務局:審査委員会では、そこまで突っ込んだ話題は出なかったです。

**佐藤会長**:ただ今、井上委員から出たご意見はとても重要だと思いますので。今後審査委員会で協議されるかどうかは別として、ぜひ検討していただくようにお願いしたいと思います。

**事務局**:わかりました。

**佐藤会長**:他にこのことについて。何人か。ちょっと時間が押しておりますので、大変申 し訳ありませんが、お二人から簡略にお願いいたします。

**沼田委員**:本当に初歩的なことで申し訳ないのですが、このグループ構成員というかグループで申し込んだ場合に、是非、前の方にも書いてあったのですけれども、男女共同参画と子どもと相談業務、その3つが組んでソフトの方と管理するハードの面で、企業と組むことがあると私は単純に思うのです。

そのときに、企業の方が利益中心というか貸館みたいな形で、最初のころは管理とか結構行政の方のチェックも厳しくなると思うのですが、2~3年後にだんだんないがしろになって、何かセンターの目標がなくなるようなことがないように、指定管理者審査委員会参加委員がおっしゃったチェックの体制を、是非、これを始めるときには、そういう形を明記していただきたいということをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

佐藤会長:では、中崎委員。

中崎委員:簡単に申し上げます。先ほどの慶長委員のご意見ですけれども、我々にこういう資料を提示して意見を求めるのならば、どこかで決めていますという回答ではなくて、 我々の意見をどこかでしっかり受け止めて欲しいのです。 基本的に、私も結果については公表するべきだと思います。今の時代性をみたときに、「よその県が」という発想が、もし今後この指定管理者制度を検討する担当部署にあるのなら。いつまでも「よその県を見ながら」という青森県を脱しましょうよ。あらゆる議論の場でそういう発想がないと、私は変わらないと思う。

と言ったところで、もちろんこれは審議会で決議することではなくて、あくまでも意見で、意見で結構ですけれども。2人の委員から、公表するべきだというご意見がありましたということは、きちっと、これを検討している部署に伝えていただきたいということを、会長を通して事務局へお願いいたします。

佐藤会長:今のご意見は、審査経過について公表するようにというご要望、先程の慶長委員と同様のご意見。

中崎委員:ご意見を、さらに応援したいという意見です。

**佐藤会長**:はい、分かりました。審査委員に加わっていただいております委員の方からもその場があれば、申し出ていただきたいと思うのと、あと決議ではありませんが、この審議会からの要望としても是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それからそれ以外にも、先程も申しましたが、ここで出されました意見は尊重していただきますように、ぜひ今後の指定管理者制度導入に是非加えていただきたい。特にチェック体制ですね。評価体制については、まだここに明記されていませんので、是非必要だと思いますので、そのことを盛り込んでいただくように、改めてお願いしたいと思います。

では、申し訳ありません。ちょっと時間を押してしまいましたので、指定管理者導入に 関しては以上にさせていただきたいと思います。

#### ②その他

**佐藤会長**: それで、(4) その他の②その他なのですが、そこでは3件ほどございまして、 全部説明になります。

まず、国の男女共同参画基本計画の改定が、中間整理が出ました。実は、そのあと 25 日にそれがまとまったものが出されました。それについての説明と、青森県の生活創造プランの概要版、皆様に事前にお配りしてあるものですが。すみません、3点と申し上げましたが、その2点について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局:はい、計画の改定についてということで、事前に資料として配ったのですけれども。25日に答申されたものが男女共同参画局の方から送られてきました。それで答申があったということで、皆さんに事前に配られているのでお読みいただいたと思うのですけれども。

大きく変わったところはそんなにありません。

簡単にいえば1ページ目、最初の①「政策方針決定過程の女性の参画の拡大」というこ

とで、「ポジティブアクション」とあったのですけれども、その横文字をなくして「積極的改善措置」と改めたとか。これについては3ページ目にも同じように「ポジティブアクション」という文言があったのですけれども、それを「積極的改善措置」というふうに日本語に改めております。そういうように、ほとんど大勢に影響があるような部分はありません。

それで、これについては、それこそ内閣府のほうから現在論点整理も終わり、全国の6ヵ所で地方公聴会も終わりまして、25日に今お話した答申が出ており、年度内には新しい計画が策定されるということになっております。

それで、私どもの方の県としても来年度以降、改定に向けての準備を進めたいと考えております。それこそプラン改定は重要な案件でもありますので、審議会でもご審議いただくことになりますのでよろしくお願いしますという、今回はお願いでございます。

それから、現在全文については、1部私どものほうにコピーで送られてきたのですけれども、製本になってくるのは来月の末頃ということですので、全文になって冊子になって送られてきたら、さっそく委員の方々には送付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。これが男女共同参画の基本計画の部分です。

その次については青森県生活創造推進プランということで、概要版が配られていると思いますけれども。これについては、生活創造プランに男女共同参画の推進が、生活創造社会を支える5つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置づけられたということです。今後は生活創造推進プランとの整合性を図りながら、青森県男女共同参画プランや男女共同参画推進条例を推進していきたいというふうに考えております。以上です。

**佐藤会長**: どうもありがとうございます。簡単にご説明いただきましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

今、ご説明の中にもありましたが、国の方では、今年度内に新しい基本計画を策定する 予定ということで。それで、私どもの基本計画は平成 14 年に改定しておりまして、今の 計画年度は平成 19 年の 3 月までになっているのです。

ですから、改定しなければいけないというわけではありませんが、プランにも盛り込まれていますように、「社会情勢の変化に応じて見直すことになっており」という規定が入っておりますので。国の基本計画との整合性をみながら、必要であれば、今の青森のプランについても見直すと。見直す場合には、審議会での審議事項になるという、そういう状況にあると思いますが、よろしいでしょうか。

では、その他何かご意見が。蒔苗委員、どうぞ。

**蒔苗委員**:春先に課のほうからご案内がきまして、秋田で開かれる内閣府主催の会議がございます。ご参加どうぞというご案内がきました。秋田まで、やはり交通費もかかりまして、私は全然時間的にダメだったので行かなかったのですが。前にも1度そのようなご案内がきましたけれども。もしできましたら、今年はもう無理でしょうけれども、来年度からは。会長さんは行かれたのですか。

佐藤会長:いいえ。

**蒔苗委員**:そうですね。ぜひ会長ともう $1 \sim 2$ 名ぐらいは旅費をとっていただいて、審議会の委員がそういった現場を見るというのが、すごくいいと思うのですね。

私、夏ごろ8月何日とかだったか、いつも開かれている、東京の会議がございますよね。 あれには2回ほど行ったことが、たまたま重なって行けたのですけれども。やはりいろい ろな場で、審議会の委員も勉強する場を作っていただければありがたいと思いますので、 是非お願いしたいと思います。

佐藤会長:今のご意見は、内閣府の男女共同参画局等で開かれる、今の基本計画も含めて様々な、研修ではありませんよね。その公聴会等に審議会からも、会長ということではないでしょうが、何人か出席するようにしたらどうかという、そういうご提案だったと思います。今後是非、そうですね。

それで結果を報告していただくというのも、審議会にとっても大変勉強になると思いますし、施策にも活かせると思いますので、いいご提案だと思います。それは伺っておいてよろしいでしょうか。

では、その他ご意見等、ございませんでしょうか。事務局の方からも、追加の説明とか 補足とか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では幸いといいますか、あと3分ほど残しまして、全ての議題についてご協議いただきました。これをもちまして、平成17年度の審議会を終了させていただきます。皆様には活発なご発言、どうもありがとうございました。私の不行き届きなところもありまして、ご発言いただけなかった委員も何人かいらっしゃるので、ご発言いただければと思うのですが。ちょっとすみません、時間がございませんので、次の機会にしたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

**事務局**: どうも、本当に長い時間、ありがとうございました。貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当に心強く思っております。

また本日は、苦情処理体制、長年の懸案でございました県の苦情処理体制の答申をまとめていただきました。この答申につきましては、このあと、知事に代わり出納長が出納長室でお受けすると。会長と井上専門部会長にご足労いただくことになってございます。

皆様、専門部会の委員の皆様、そして各委員の皆様には、県外調査とかさまざまなご苦労、ご協力をいただきまして本当にありがとうございました。県ではこのたびの答申を尊重しながら、今年の 12 月までには要綱などの作成等の作業を整えまして、次回の審議会では、その結果をご報告したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

## 5. 閉会

**司会**:以上をもちまして青森県男女共同参画審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

# ≪以上終了≫

(注) p 2 4~p 2 7の青森県男女共同参画センターの指定管理者に関する発言のうち、「青森県男女共同参画センター及び青森県子ども支援センター指定管理者審査委員会委員」が特定できる部分については、その氏名を公表しないこととしていることから「指定管理者審査委員会参加委員」と表現しているものです。